

防火対象物点検資格者講習事業

(総務省消防庁予防課)

1. 事務・事業の概要

消防法第8条の2の2の規定により、一定の防火対象物の管理権原者は、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で、総務省令で定める資格を有するものに、用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないとされている。

防火対象物点検資格者の資格は、消防法施行規則第4条の2の4第4項で規定され、法人で総務大臣が登録するものの行う講習の課程を修了することにより取得できる。

2. 指定、登録等の基準

○消防法（昭和23年法律第186号）

第8条の2の2 第8条第1項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの（次項、次条第1項及び第36条第4項において「防火対象物点検資格者」という。）に、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項（次項、次条第1項及び第36条第4項において「点検対象事項」という。）がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省令で定める基準（次項、次条第1項及び第36条第4項において「点検基準」という。）に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第17条の3の3の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

※第2項～第5項（略）

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔防火対象物の点検及び報告〕

第4条の2の4

※第1項～第3項（略）

4 法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第2項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

〔防火対象物の点検に関する講習に係る登録講習機関〕

第4条の2の5 前条第4項の規定による総務大臣の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第1条の4第2項から第7項までの規定は前項の申請について、同条第8項から第22項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第3項第3号口中「別記様式第1号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び回収の方法」と、同条第10項中「第2条の3に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第12項中「その他講習の業務の実施に関し必要な事項」とあるのは「防火対象物点検資格者がその資格を喪失した場合における必要

な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に関し必要な事項」と、同条第16項中「講習を行つた日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、「別記様式第1号による修了証」とあるのは「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前号の免状」と読み替えるものとする。

【参考：準用規定】

〔防火管理に関する講習に係る登録講習機関〕

第1条の4

※第1項（略）

- 2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類
 - イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項
 - ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項
 - ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項
 - ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項
 - 三 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 四 第4項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- 3 総務大臣は、前項の規定により登録を申請した法人が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。
 - 一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、その人数が講習の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。
 - イ 令第4条の2の2第1項第1号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者
 - ロ 都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について二年以上の実務経験を有する者
 - ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - 二 講習の業務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。
 - 三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。
 - ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、別記様式第1号による修了証の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。
 - ハ 全国の講習を受講しようとする者に対して、講習の業務を公正に行うことができる体制を有していること。
- 4 総務大臣は、第1項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
 - 一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 二 第21項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 三 第21項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

※第5項～第22項（略）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 日本消防設備安全 センター	9010405 001030	平成 16 年 9 月	住所：東京都港区虎ノ門 2 丁目 9 番 1 6 号 電話：03-5422-1491	消防法施行規則第 4 条の 2 の 5 第 2 項において準用す る同規則第 1 条の 4 第 3 項 各号に定める要件を満たし ているため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf	一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和 6 年 9 月 1 日 現在）
改正の必要なし。

7. 政策評価
別添のとおり。